

## くまもとグリーン農業表彰実施要領

### (目的)

第1条 きれいで豊かな地下水と美しい熊本の自然環境を守る農業である「くまもとグリーン農業」の取組み、又はそれを推進する活動に著しい功績があった個人・団体等を表彰することによって、くまもとグリーン農業を広く周知し、更に推進することを目的とする。

### (表彰の部門)

第2条 表彰の部門は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) くまもとグリーン農業生産宣言部門
- (2) くまもとグリーン農業応援宣言部門
- (3) くまもとグリーン農業生産宣言組織部門

### (対象となる活動)

第3条 表彰の対象となる活動は、くまもとグリーン農業の推進につながるものであり、次のいずれかに該当すること。

- (1) くまもとグリーン農業生産宣言部門  
くまもとグリーン農業を実践するとともに、その推進に功績がある生産宣言を行った個人生産者、農業法人及び生産者組織。
- (2) くまもとグリーン農業応援宣言部門  
応援宣言を行い、くまもとグリーン農業の普及拡大に寄与した個人及び団体。
- (3) くまもとグリーン農業生産宣言組織部門  
くまもとグリーン農業の推進に寄与し、生産宣言を行った農業協同組合等。

### (応募)

第4条 くまもとグリーン農業表彰に応募しようとする者（自薦・他薦を問わない。）は、別紙様式の応募用紙に必要事項を記入し、居住地または、主たる事務所を所管する各広域本部及び各広域本部地域振興局の農業普及・振興課に、表彰を実施する年度の別に定める期日までに提出する。

### (推薦方法)

第5条 各広域本部及び各広域本部地域振興局は、第3条（1）から（3）のうち、いずれか1点の推薦を行うことができる。

2 くまもとグリーン農業推進本部は、第3条（1）から（3）のうち、数点の推薦を行うことができる。

### (被表彰者の決定)

第6条 知事は、前条の規定により推薦された候補者の審査を行い、被表彰者の決定を行う。

### (表彰の方法及び時期)

第7条 表彰は、県が実施するイベント等において表彰状を授与することにより行う。

### (事務局)

第8条 表彰に関する事務は、農業技術課において行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成25年8月1日から施行する。  
この要領は、平成27年6月25日から施行する。  
この要領は、平成29年6月15日から施行する。

別紙様式

くまもとグリーン農業表彰 応募用紙（推薦調書）

氏名	〈個人の場合〉 ふりがな		
生年月日	(明・大・昭・平)	年	月 日生
団体事業者名	〈団体・事業者の場合〉 ふりがな	(代表者) 職・氏名	
応募部門	1. くまもとグリーン農業生産宣言部門 2. くまもとグリーン農業応援宣言部門 3. くまもとグリーン農業生産宣言組織部門 ※該当する部門を丸で囲んでください。		
住所又は所在地	〒 電話 ( )		
職業(業種又は主要作物)	〈団体・事業者の場合〉 設立年月日 年 月 日 構成員・従業員 人		
経歴等			
表彰歴	表彰内容		表彰年月日
参考事項			
作成者	〈団体名〉 〈所属〉 〈氏名〉	自薦・他薦の別	自薦 ・ 他薦 ※該当する方を丸で囲んでください。
	〈連絡先〉		

〈取組の内容〉 ※具体的に、アピールする部分等を簡潔に記載してください。

(記入内容)

1. くまもとグリーン農業生産宣言部門の場合：取組みの開始年次及び概要、実践・工夫・指導している推進内容、地域等への影響（宣言者増加への取組み、消費者等への理解促進等）、取組みの成果と今後の展望 等
2. くまもとグリーン農業応援宣言部門：取組みの開始年次及び概要、農業者等への支援内容、推進内容、地域等への影響（宣言者増加への取組み、消費者理解の促進等）、活動の成果と今後の展望 等
3. その他くまもとグリーン農業推進部門：取組みの開始年次及び概要、推進内容、地域等への影響（宣言者増加への取組み、消費者理解の促進等）、活動の成果と今後の展望 等